

「ディストレス証券市場の成立条件

松尾 順介

はじめに

本年一月および二月号の本誌において米国のバルチャヤー・ファンドおよびディストレスト証券投資について紹介したが、日本でも社債のディフォールトが増加し、それがメインバンクによつて買い取られないとする、客観的にはディストレスト証券が増加し、またその売買ニーズも強まると考えられるが、はたして米国で成立しているようなディストレスト証券市場は日本にも成立するのだろうか。したがつて、本号では、まずディストレスとはどのようなような事態を指すのかを確認した上で、この点について検討したい。

1 ディストレスおよびディストレスト証券

先のレポートでも報告したように、米国では企業が破綻した場合、その債権を取り引きする厚みのある市場が形成され、また投資対象として広く認知されていることに大きな特徴があるといえる。その際、企業の破綻ないし危機的状態は一般にディストレス distress またはファイナンシャル・ディストレス financial distress と呼ばれ（場合によつては、special opportunity といわれる）ともある）、またそのような会社の証券は distressed securities と呼ばれてゐる。まず、ディストレスおよびディストレスト証券とはどのように定義されているのかをみておこう。

アルトマンによると、ディストレスト証券とは狭義では「債務をディフォールトした企業または破産法第一

章に申請した企業の株式および債券で公衆の保有するもの」と定義されるが、広義では「同満期の米国債を最低(1)一〇%上回るような利回りで売買される債務証券で公衆の保有するもの」と定義されている。したがつて、ディストレスと呼ばれる事態には、フェイラー failure 、インソルベンシー insolvency 、ディフォールト default 、バンクラップシー bankruptcy の四つの場合がある。

まず、フェイラーは、投資資本の実際の収益率が同様の投資に対する一般的な収益率よりも著しくかつ継続的に低い状態を指し、別の言い方をすると、費用に見合う十分な収益が得られず、当該企業の資本コストを下回る投資収益しか得られない状態を指す。したがつて、このことと事態は企業の存続を説明するものではなく、長年にわたつてフェイラーの状態に企業があつても、法的執行力のある債務がないために、経常債務の支払い不能というわけではないといふことに注意するべきであると指摘している。ただし、米国の有力な企業情報ベンダーである Dun & Bradstreet 社は、ビジネス・フェイラー business failure という用語が採用されており、そゝでは事業譲渡または倒産による事業を中止した企業と定義されてゐる。

次に、インソルベンシーも、企業のパフォーマンスがネガティブであることを示す用語であるが、テクニカル・インソルベンシーとバンクラップシーの意味でのインソルベンシーに分かれ。前者は、企業が経常債務を支払えなくなつたときに使われ、しばしば公式的なバンクラップシーの宣言の原因となるが、一時的な状態を指す。それに対して、後者は一時的な状態といつよりもより危機的な事態を指しており、企業は債務超過にある。

第三に、ディフォールトはテクニカル・ディフォールトまたは法的ディフォールトであり、いづれも債務者企業と債権者クラスとの関係である。まず、テクニカル・ディフォールトは債務者が債権者との契約に違反したことによつて生じ、法的措置の根拠となりうる。例えば、負債比率などの契約違反はテクニカル・ディフォールト

となる。実際、⁽¹⁾のようなディフォールトは通常交渉によつて処理され、企業のパフォーマンスの悪化の兆候とされるが、公式的なディフォールトないしバンクラップシーに発展することはまれである。しかし、企業が契約上の元利金支払いを怠った場合は、公式的なディフォールトとなりうる。公衆保有の債券にとって、企業が元利払いを怠り、三〇日間その状態が続いた場合、債券はディフォールト状態にあるが、企業が債権者とともにディストレスト・リストラクチャリングを実行しようとし、公式的なバンクラップシー宣告および申請を避けようとする間、事業を継続することもある。そして、十分な数および金額の債権者との間でリストラクチャリングをして合意が成立し、その後にバンクラップシーの申請がなされることもある（いわゆるプリパッケージド・バンクラップシー）。

最後に、バンクラップシーは連邦地方裁判所での企業の公式的宣告という形をとり、資産清算ないしは更生計画のための申し立てによるものである。そして、後者の手続きは法律上バンクラップシー・リオーガニゼーションといわれ、法律によるリオーガニゼーションは一連の救済策のうち通常最後の手段とされる。

以上がディストレスとされる事態であるが、ディストレスの定義は確定したものではなく、アルトマン自身他の著書ではディストレスとディフォールトを区別して論じている。⁽²⁾ただし、投資という観点からすると、ディストレス状態からの回復過程が注目され、とくにバンクラップシーからの再建ないし清算過程が注目されるが、この過程は大別すると、第一一章などによつて裁判所で手続きされる場合と裁判所外で交渉によつて解決される場合がある。その際、後者についてはターンアラウンド turnaround ないしワークアウト workout という用語が使われている。⁽³⁾のターンアラウンドという用語は、破綻した企業のリペイバー repair、リディレクション redirection、リサセテーション resuscitation の婉曲的表現であるとされ、⁽⁴⁾のターンアラウンドの過程はそれ自体が経営者および経営コンサルタントのみならず法律、会計、金融関係の専門家の参加する事業となつており、近年米国でもその重要性を増していると言われている。⁽⁵⁾のターンアラウンドはワークアウトと同義的に使われており、⁽⁶⁾の事業の規模のみならず専門性は高まつてゐる」とも指摘されている。

また、このような事態に陥つてゐる企業の証券がディストレスト証券とされるが、取り引きられる証券種類は、ギルソンの調査によると、銀行貸付、社債、取引手形 trade payable、私募債、不動産モーゲージのみならず、法的損害賠償請求権 legal damage claim、解除されたリース債権 rejected lease contract なども売買の対象となり、「一旦企業が財務的にディストレス状態に陥れば、拘束されないすべての債権が取り引きされる」といわれている。

2 ディストレスト証券市場の成立条件

以上のように、米国ではディストレスト証券を対象とした市場が成立しており、相当の規模を有しているが、日本でも最近の企業倒産によるディフォールトの増加、さらにメインバンクによるディフォールト社債不買い取りの定着という状況を鑑みれば、このようなディストレスト証券市場の成立する客観的条件は整いつつあり、また投資対象企業の破綻によつて非自発的にディストレスト証券保有者となつた投資家にとって、このような市場が必要とされるものと思われる。そこで、本章では、情報開示、ノウハウおよび研究・データの蓄積、投資家層という観点から、日本での市場が成立する可能性を考えてみたい。

(1) 情報開示

ディストレスト証券投資は、ギルソンも指摘するように、ハイリスクの投資であり、通常の証券投資と異なる

様々なリスク管理が必要となるが、そのためには情報の入手と分析が必要不可欠な条件となる。この点について
は、日本でも企業が経営破綻すると、たとえ上場企業であっても、破綻後の情報はきわめて入手困難であるが、
米国でもディストレス状態の企業に関する情報は、継続企業の情報に比べると少なく、逆にそのことが高いリタ
ーンを生む要因をとなつてはいるといわれる。しかし、米国では日本以上に破綻情報が流布され、それが投資判断
の重要な材料となつてはいる。日本と米国では破綻情報の開示についてどの点が異なるのか見てみよう。

①裁判所の手続き過程の情報

まず、第一一章倒産の場合、米国では破産裁判所で手続きが進められるが、ほとんどすべての裁判所の決定は
公開されており、文書は閲覧に供せられる。一般的には、破綻手続きの決定では、事実経過と法律上の根拠を述
べた意見が示されることもあり、場合によつては、これは口頭で述べられることもあるが、通常書面上の命令で
支持され、引き続き書面上の命令が下される。ただし、破綻事件のすべての情報が公開されるわけではなく、經
営陣は財務上および業務上の見通しを、無担保債権者の債権者委員会に伝えるが、委員会メンバーはコンファイデ
ンシヤリティ・アグリーメントに署名し、この情報を公開しないことを義務づけられる。⁽⁵⁾したがつて、一般的に
は、債務者側の企業の業務を阻害する可能性のある、微妙な企業情報に関しては非公開であるが、投資家が当該
企業の債務を購入する際材料となるような情報は公開されている。実際、米国では、第一一章破綻手続きに際し
ては、各種の再建計画案など様々な書類が開示され、むしろ多すぎて判断に迷うことがあるとさる言われている。
それに対し、日本では会社更生法上の手続きについては、審議は非公開で行われ、またその記録も閲覧できない。
部外者が知るとのできるのは、決定がなされたあとの官報告示であるが、これも全文公開というわけではなく、
この点日米間では大きな差があるといえる。⁽⁶⁾

②破綻企業の開示義務

継続企業については継続開示が義務づけられていることは日米共通であるが、破綻企業について、米国ではS
ECの開示規則は適用されない。したがつて、債務者は年次報告者を提出しない。つまり、破綻企業の債権者は
破綻過程で十分な受け取つており、破産手続き中に年次報告者が提出されなくとも損害を受けることがないと見
なされていると言われている。⁽⁷⁾しかし、SEC側の説明では、一般的には破綻の申請後もSECに対する定期的
な報告義務は継続し、清算手続き中または財政的に不可能な場合だけ例外とされていると考えている。ただし、
SECは一九七一年六月のリリース（No.9660）で「投資家保護に反しない場合、報告義務は個別の発行体に適合
されるべく修正される」としており、実際にはこの例外措置がかなり拡大解釈され、ほとんど年次報告者が提出
されないのが実状であると思われる。⁽⁸⁾したがつて、この点については日本でも破綻企業については有価証券報告
書の継続的な提出はなされておらず、現在のところ日米間でも事情は変わらないものと思われる。

③破綻企業側の情報提供インセンティブ

第三に、破綻企業が情報を公開するインセンティブを有する可能性が考えられる。というのは、破綻証券に専
門的に投資する投資ファンド（いわゆるバルチャー・ファンド）には、前述のようにアービトラージュ型と長期
保有型があり、長期保有型の投資を行う場合、保有債券を株式と交換し、株主の立場から会社再建を支援するよ
うな行動をとる例もあり、その際は追加投資を行うことによつて会社再建を促進する場合もあることが知られて
いる。したがつて、会社側もこのような投資家には積極的に情報を提供する可能性があることも考えられる。し
かし、この可能性については否定的である。というのは、会社側は特定の投資家だけを選択して情報を提供する
ことはできず、経営陣が債権者委員会に入っているバルチャー・ファンドの投資家に情報を提供することがあつ

ても、これらの投資家はインサイダー取引に該当する恐れがあるために、その情報をその破綻企業の証券取引のために使う」とはできないといわれるからである。したがって、バルチャヤー・ファンドの投資家は債権者委員会から脱退し、その企業の証券を取引することになる。つまり、委員会を離脱後はインサイダー情報を手に入れることはないため、これらの投資家はかかるべき期間をおいて取引することになるが、その間に委員会で得たインサイダー情報は価値のないものとなっている可能性が高いといわれている。⁽⁶⁾

以上、三つの観点から情報開示について考察したが、公式的な情報は裁判所の手続き過程で開示され、それが投資判断材料として利用されている可能性が高いものと思われる。しかし、バルチャヤー・ビジネスの成功の要件として情報の入手と分析が挙げられるように、業者に固有のノウハウが蓄積されていることも推測される。

(2) ノウハウおよび研究・データの蓄積

バルチャヤー・ファンドのようなディストレスト・ビジネスは歴史的には、米国独立戦争直後の混乱期に遡る」とがやがると言われているが、少なくとも一九三〇年代の大恐慌期にはマックス・ハイネ Max Heine の設立した証券会社ハイネ・セキュリティーズがこれを手がけて成功し、以降連続と続き、現在バルチャヤー・ファンドとなるものは、BDS, LJH Alternative Investment Advisors, Equity Group, Apollo Capital Management, Mutual Series, Commac Partners、などがあり、一九九三年時点ではディストレスト証券を専門に扱う「ファンド」は二十七、預かり資産一〇〇億ドル以上といわれている。⁽¹⁰⁾つまり、証券市場におけるひとつの業務として相当な歴史をもつていると同時に、相当なノウハウを蓄積していると考えられる。実際、これらの証券会社は情報収集と分析を重視しており、例えば投資アドバイス業務も手がける。LJH 社は、「」の市場での成功三要件の筆頭に、「情報収集および分析による資産評価」を挙げており、また業界最大手といわれる BDS 社は、約四〇名のインハウスのリサーチ・アナリストのほか、企業金融の専門家、弁護士などによって投資価値の最大化に努めていることを強調している。⁽¹¹⁾ もひど Appollo Capital Management の創業者 Leon Black は、かつてジャンク債市場の中心的な担い手であったドレクセル・バーナム・ランペールに属しており、ドレクセル社の破綻後、Appollo 社を創業しており、ジャンク債引受け業務や M&A 業務で培われたノウハウがディストレス・ビジネスに受け継がれているものと思われる。他方、米国の学界では、先に紹介したように、アルトマンやギルソンを第一人者として、ビジネス・スクールを中心にしてイストレスおよびその投資に関する研究が蓄積されている。そして、これらの研究の特徴は、まず第一に実務と密接に関連しつつ展開されている点である。したがって、その研究業績も実務家との共同研究という形で発表されているものが多くみられる。⁽¹³⁾ 第二に相当なデータの蓄積の上に行われている点である、「」の「」とは、先に紹介したアルトマンの研究にも端的に示されているように、過去のディフォールトなどのデータの十分な蓄積があつて行われている。

以上のことから、米国のディストレスト証券ビジネスは、業界と学界の密接な提携の上になされたノウハウおよび研究の蓄積によつて大きく支援されていると思われる。

(3) 投資家層

最後に、米国のディストレスト証券市場を支える最大の要因として、投資家層の厚さという点を指摘しておかなくてはならないだろう。例えば、米国のジャンク債市場は八〇年代には敵対的な M&A のためのマネーレース的な市場とみなされていたが、M&A ブーム終息後も市場は立ち直り、現在も成長企業の資金調達手段として拡

大している。この九〇年代の拡大をみると、投資家としてミューチュアル・ファンドや投資ファンドがあげられ、これらがジャンク債市場を支えていると考えられる。つまり、投資適格債とは必ずしも一致しない投資家層があると思われる。ディストレスト証券の投資家については、ファンドによつて勧誘方法に大きな差があり、一概にいえないが、これらファンドは機関投資家など少數の大口顧客のみを対象とし、相対ないし私募的な形で投資勧誘を行う私募型ファンド（ここにはヘッジ・ファンドも含まれる）と、公募的な形で投資勧誘を行い、一〇万ドル程度の資金で投資可能な公募型ファンドとに分類されることから、投資家層も年金基金やミューチュアル・ファンドから富裕家層の個人に至るものと思われるが、投資適格債やジャンク債とも異なる投資家層を獲得しているものと推測される。その意味では、このような市場が成立するためには、厚みのある投資家層が前提条件となるものと考えられる。

まとめ

米国のディストレスト証券市場を考察すると、ディストレスト証券市場が成立するための条件として、単に企業破綻が増加し、債券のデイフォールトが発生するという事態が起ころうだけでなく、①そのようなディストレス情報が開示されること、②その情報を分析し投資判断するノウハウを業者側が蓄積していること、③これらのハイリスクの投資を行う投資家層が形成されていること、といった制度的および主体的な条件が必須であることが明らかになるものと思われる。その際、①については、破綻後の継続開示については、日米で現状にそれほど差はない、また破綻企業の情報提供もそれほど重要ではないと思われるが、裁判所の手続き過程に違いがあり、これから出される情報には決定的な差があると思われる。したがつて、日本でディストレスト証券市場が形成され

るためにには、何らかの公式的な情報開示制度が整備される必要があり、そのためには現行の裁判所での手続きをよりパブリックなものとするか、あるいは制度的に破綻後の継続開示を義務づけることが必要であろう。また、②については、過去にリスクの高い社債を市場から排除してきたために、日本ではデイフォールトのデータはきわめてわずかであり、また業者側もこのようなノウハウを蓄積しておらず、その点はいかんともしがたいものがあると思われる。したがつて、現在このような業務を手がける可能性があり、この業務に関するリサーチを始めたところには、「外人部隊」の引き抜きによって、この業務を手がける部門を有するところもあるといわれ、インハウスでのノウハウの蓄積は難しくとも、引き抜きなどによって業務を立ち上げることは可能であると考えられる。最後に、③については、個人金融資産残高一二〇〇兆円といわれながら、米国に比して、厚みのある投資家層が形成されない要因のひとつは、機関投資家の投資行動にあると思われる。例えば、内規によつて、投資適格のトリプルB格の債券ですらそもそも投資できない機関投資家が多数あるといわれているが、ならば現在のところディストレスト証券に投資が向けられる可能性はほとんど存在しないであろう。このような機関投資家の行動について、多くの機関ではデイフォールト・リスクをふまえた上でトータル・リターンの最大化が必ずしも十分に追求されていない仕組みになつてゐるのではないかと思われ、これについては、日本型賃金・雇用制度がファンド・マネージャーに適用される点や機関投資家の横並び行動などから考察されねばならないと思われるが、しかし今後のビッグバンの進展がこのようなあり方を浸食していく可能性は十分にあり、それによつて機関投資家の行動も変化が生じる可能性はあると考えられる。

以上のように考察すると、短期的には日本でディストレスト証券市場が形成される可能性は必ずしも大きいと

は「べ」ないが、今後の証券発行企業の破綻件数の推移について、市場のリーズが大きくなる可能性はあり、そのためには先に列挙した②および③のような主体的な条件はともかくも、①で指摘した情報開示を中心とした制度的条件が整備されねばならないことが求められる。いくに日本の場合、ノウハウや研究データの蓄積を欠いていたために、それを制度的な開示によって補完する必要があり、破綻時点および破綻以降の情報開示などの面での整備が求められるものと想われる。

注

- (1) Altman, Edward I., "Investing in Distressed Securities", in Dinapoli, D., Sigoloff, S., and Cushman, R., ed. (1991) *Workouts and turnarounds; the handbook of restructuring and investing in distressed companies*, p.664.
- (2) Altman, Edward I., "Corporate Financial Distress and Bankruptcy", p.162.
- (3) Sigoloff, Sanford C., "Introduction", in Dinapoli, D., Sigoloff, S., and Cushman, R., ed. (1991) *Workouts and turnarounds; the handbook of restructuring and investing in distressed companies*, p.5. ここで、ワークアウトの手法について、債務者の今後の事業計画に基づく資本の減免猶予、利率の修正、債務の一時劣後化、債務と株式の交換などがある、その長所として①処理の迅速性、②費用の節約、③再建計画策定の柔軟性、④守秘性（当事者間だけで解決できるために情報開示が免除される）などの点が指摘されているが、他方短所として①ホールドアウトまたはフリー・ハイター・free rider の問題（一部の債権者が団体の地位を利用してその立場をより有利にして再建案に反対する場合がある）、②第一一章申請の可能性（ワークアウトによって再建策が策定されたあとに、債務者はまたは債権者から第一一章申請Bankruptcy: Economic and Legal Perspectives, Cambridge University Press, New York, 総監）。
- (4) Stuart C. Gilson, Investing in Distress Situations: A Market Survey, *Financial Analyst Journal*, Nov./Dec. 1995, p.8 (英訳「経済破綻企業への投資：市場調査」)、『証券アナリスト・ジャーナル』、一九九六年八月および九月、p.109)
- (5) 前出の Gilson 様教授による New Generation Research 社への贈呈品をもと。
- (6) 抽稿「トライワールド社債処理の透明性について」、「証券ニュース」、一九九四年四月、一九九七年三月、総監。
- (7) 前出の Gilson 様教授による New Generation Research 社への贈呈品をもと。
- (8) たゞし、現在のSECはこれまで意見書を出したところ。SEC, Staff Legal Bulletin No.2, April 15, 1997, 総監。
- (9) 前出の Gilson 様教授との間の会話による。
- (10) Gilson, 1995, p.8 (英訳、一〇ページ)
- (11) 同社資料による。
- (12) 同社資料による。
- (13) 例えども、以下。

Sumner, L. (1991), Investing in Bankruptcies and Turnarounds: Spotting Investment Values in Distressed Businesses,
Dinapoli,D., Sigoloff,S., and Cushman,R.,ed. (1991) *Workouts and turnarounds: the handbook of restructuring and investing in
distressed companies.*

Ramaswami, M., and S. Moeller, (1990), *Investing in Financially Distressed Firms: A Guide to Pre- and Post-Bankruptcy
Opportunities*, Quorum Books, New York.